

「訪問型サービス」の基準・単価 総括表（サービスA）

	従前相当 訪問型サービス	多 様 な サ ー ビ ス			
		介護予防型訪問（サービスA）			
		緩和した基準によるサービス			
対 象	平成30年度末廃止	要支援1・2 及び 基本チェックリスト該当者(事業対象者)			
		介護一体型		単独型	
居宅において、 「身体介護を伴うサービス」または 「身体介護を伴わないサービス」 が必要な方（サービス区分は老計第10号の例による。）		居宅において、 「身体介護を伴わない サービス」 が必要な方			
○介護事業所向けの「介護一体型」と、多様な主体の参入も想定した「単独型」を設定。 ○従量制を採用。 ○利用回数は週3回を上限とする。					
指定					
人 員		①管理者	常勤・専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業 所等の職務に従事可能)	
		②訪問介護 員等・従事者	常勤換算2.5+必要数 (国基準の訪問介護員を2.5以上 +訪問型サービスAの提供にあたる従事者を必要数 【介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または区独自研修者等】) 区独自研修修了者は「身体介護を伴うサービス」に従事不可。	常勤換算1以上必要数 【介護福祉士、介護職員初任者研 修等修了者または区独自研修者 等】	
		③サービス 提供責任者 (訪問事業 責任者)	○常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【介護福祉士、実務者研修修了者等】 ○要介護者利用者にサ責が従事し、介護予防型訪問利用者に訪問事業責任者が従事 する。 ○サ責は、「介護給付」の基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務可。	従事者のうち1人以上必要数 【資格要件:従事者に同じ】	
設 備		○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品			
運 営		①従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従事者又は従事者であった者の秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤勤務体制の確保等(ハラスメントの防止) ⑥業務継続計画の策定等 ⑦感染症対策 ⑧虐待の防止 ⑨身体的拘束等の適正化 その他旧介護予防訪問介護(従前相当)の基準 等			
事 業 費 単 価 等		サービス種類コード			
		A3 (独自/定率)			
		事業費 (基本報酬)	従量制		従量制
			身体介護を伴うサービス	身体介護を伴わないサービス	身体介護を伴わないサービス
			281単位/回	251単位/回	225単位/回
		加 算	初回加算	200単位/月	
			生活機能向上連携加算	(Ⅰ)100単位/月	
				(Ⅱ)200単位/月	
			処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ	事業対象者・要支援1	171～288単位/月
		減 算	業務継続計画未策定減算	要支援2	341～576単位/月
高齢者虐待防止措置未実施減算			-2～-3単位/月		
自己負担		給付の負担割合			

「通所型サービス」の基準・単価 総括表（サービスA）

	従前相当 通所型サービス	多 様 な サ ー ビ ス				
		介護予防型通所（サービスA）				
		緩和した基準によるサービス				
対 象	平成30年度末廃止	要支援1・2 及び 基本チェックリスト該当者(事業対象者)				
		介護一体型		単独型		
		施設において、機能訓練や食事・入浴などの支援が必要な方				
概 要		○介護事業所向けの「 介護一体型 」と、多様な主体の参入も想定した「 単独型 」を設定。 ○従量制を採用。 ○従前相当通所型サービスと同様の加算に加え「入浴介助加算」「送迎加算」を設定し、多様なニーズに対応ができるように支援。 ○事業対象者・要支援1は週1回を原則とする。要支援2は週2回までを原則とする。				
形 態		指定				
人 員			介護一体型	単独型		
		①管理者	常勤・専従1以上 (他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従1以上 【「東京都介護予防運動指導員養成事業の受講対象者」かつ 「区独自研修修了者または通所介護事業所等の実務経験」】		
		②生活相談員	専従1以上	—		
		③看護職員	専従1以上	—		
		④介護職員	○利用者～15人：専従1以上 ○利用者16人～：専従1＋利用者1人につき専従0.2以上 (ただし、介護予防型通所利用者には、上記基準に抵触しない範囲で単独型の基準適用可) *②又は④のうち1人以上は常勤 *定員10名以下の場合、③又は④を専従1以上	○利用者～15人：専従1以上 ○利用者16人～：専従1＋利用者1人につき専従0.1以上		
		③機能訓練指導員	1以上	—		
設 備		①食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上 ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品	2. 3㎡×利用定員以上			
		運 営	①従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ②従業者又は従業者であった者の秘密保持等 ③事故発生時の対応 ④廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑤勤務体制の確保等（ハラスメントの防止） ⑥業務継続計画の策定等 ⑦感染症対策 ⑧虐待の防止 ⑨身体的拘束等の適正化 ⑩認知症介護研修 その他旧介護予防通所介護(従前相当)に準じた基準 等			
事 業 費 単 価 等		サービス種類コード	A7（独自/定率）			
		事業費 (基本報酬)	従量制	従量制		
			事業対象者・要支援1	290単位/回	239単位/回	
			要支援2	301単位/回	249単位/回	
		加 算	生活機能向上グループ加算	250単位/月		
			一体的サービス提供加算	480単位/月		
			処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ	事業対象者・要支援1 115～165単位/月 要支援2 232～333単位/月	なし	
			その他従前相当サービス相当の加算	国が定める単位数と同等		
			入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)(区独自加算)	40～45単位/月		
			送迎加算(区独自加算)	事業対象者・要支援1 42単位/片道 要支援2 47単位/片道	事業対象者・要支援1 42単位/片道 要支援2 47単位/片道	
			※詳細はサービスコード参照			
		減 算	初回受入加算(区独自加算)	100単位/月	なし	
			業務継続計画未策定減算	-3単位/回	-2単位/回	
			高齢者虐待防止措置未実施減算	-3単位/回	-2単位/回	
		自己負担	給付の負担割合			